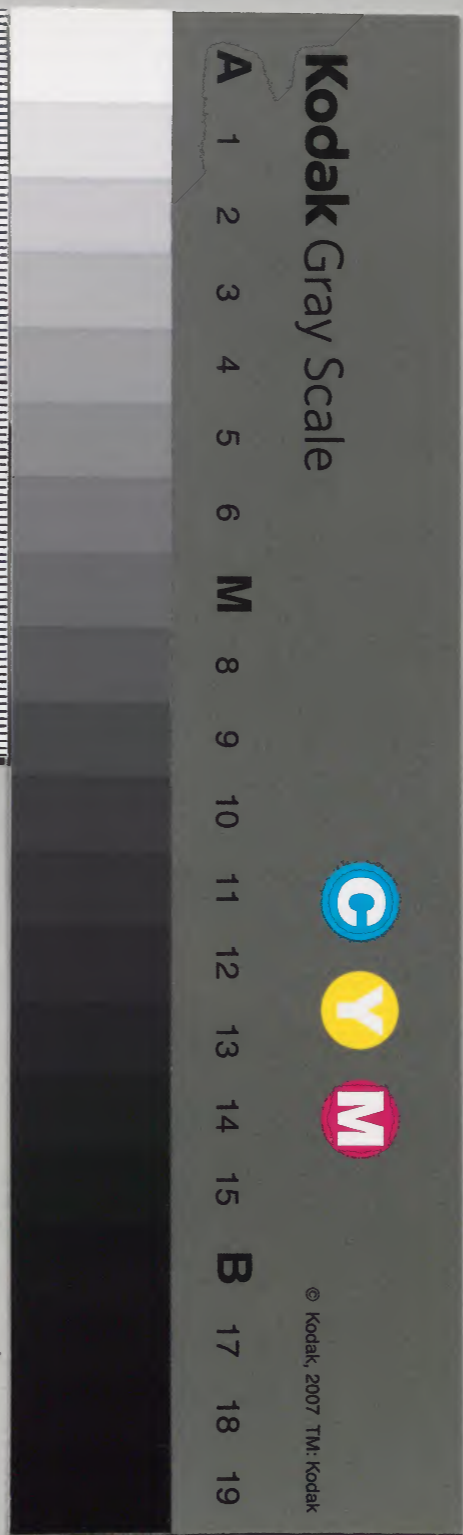


武德編年集成

自
三

武德編年集成
卷之三
和
三
四
三
和
三
四
三

内閣文庫	
番號	和 8641
冊數	31 (1)
函號	150 3





凡例

一 世書 天文 壬寅

神祖御誕生の年と名起り元和丙辰

薨御 御贈官等の御事實に至て凡七

拾五年 余記之

本文より一字を低書してこれを記す者ハ

或ハ各家の自記區々を以て是をわらふ

る本文の余残ありて又備へずんば有へり

とあり

一大頃 賀康高述と偽り

位川歴代

記平岩親吉の石を假る冬河海士風記等
の差異身つき偽書の喜説と偽め其余取友
流説説 神君の洪徳と汚すの事あり
切臣の忠義を晦すの事よく是を改訂す
是予生涯の精力を尽す所也

一天文以来諸家先祖の来由軍功亦其子
孫あり其実をとりやまり傳ふこれ皆我
中の志劇且吾人の癖一洩したる事
あり其然に是を誤説ハ彼家の正説
ありり彼地の謬説ハ是地の実説ありて
是を合居し是を記す友を以て世書

必其訂正するものを見く其子孫を方人相
違すとていふべし

一天文以来の諸士の諱字諸書に紛れを
是非を改する事あり蓋し古徳の武
事をも其もの必其姓名の正しきを
必其訂正するに依る心あり是を以て彼歴
代記風出記等の偽書ハ其姓名を見りて偽
事を欲しき喜作する事あり茲小因て
世書を以て古書の一正せりて是を以て
改訂考すこれ亦見記の差異する事あり
是の偽書其軍功の事亦六傳聞す

とてしるべき人を知らざるのを根小推
量して其時の読士の姓名を侵し記し
てんがその眼を悦びしむるなり古語の
野史實に少遠るものも記せり是皆
予の嘆慨して訂正する事多し云語する
齟齬すといふへの所

一 此書中み或ハ戦死ハ或ハ殊死を百りの
ついで或ハ二代或ハ三代とれ戦死奉終各
其名を世にけりて其諱字の傳はれ死
するもの又生歿のときを記し見るもの或
少事かうれぬ命ハ信あり前山の伴刑部

一名少く三代を奉り類あり又父を世に
具ふも亦同名なるものを奉りつこれ弱名
なりすし後年父の名を以て稱するもの
止事せぬすしこれを記すは好

一 查仁以来天下中のみある
朝廷御くさして官儀廢るる時法家の
郎従及郡司の首領も根小末家の小友人
も賄賂して省法察詰り主領の官名を
得てこれを稱すを多く官家の呼名といふ
ものなり若くは官名は非ざるその類悉く
家ハ口宣の少法ふ及つるものやたよ

書假令の諸家は馬場貞清の事とありて
今度いづの字を考へて一統とも多岐多きこと
実小 勅許と家名を官名と称するは
と疑ふ 難きもの姑く古記を按て改
め事を知るは天文の末也 勅許を家
人の事実を考へての事なく其時の位
叙は後ひ先達の位位より寸其を人
の死後をも事実を考へての事なく死
の位署或は位位の生涯先達の位位
て記すあり

一 信長秀吉小三公登庸の人としてその

字を立すもその事法渠を疑ふとこれを
そのの扱ふも必書法遠くといふべし
一 足利家及織田豊臣今川北條武田上杉
家その他家の事実を考へての事假令
ハ其家の事聞浄を吾 考家の何の時に
當りといふを知らんとの標的ありと
外に唱の茶画者小の事実を考へての事亦
其趣を曰く必好筆といふべし
一 姉川之方系長條長久の四大戦を著
父根家重利は平田戦記聞之巻を著
すの事書ふこれを記すすあらんとも曰

以はるゝの事實を又は書に委く記す
 爰に彼四載の記事歴平並羅のり集
 予これを洞色年事莫を也物不昔の位
 書世不洩くともく是ハこれ未定の書
 あり加ふる元文撰定すとの如隔の書あり
 一 罪原の大没多御手武徳安民記三拾一
 巻を著すを以てこと亦世書不これを
 不記然ともこと次往返の事實又此
 書不委く記す
 一 難波の大没多御手武徳安民記三拾一
 巻ありて委くこれを記す

武徳編年集成卷之壹

人皇百六代

後奈良天皇

知仁

足利家十二代

幕府源義晴卿

天六十一壬寅年

十二月

二十廿 叁州額田郡岡崎の城に於て

清和天皇二十五世 徳川贈正二位大納言

廣忠卿の御嫡男

東照宮大神君湧誕生のり時小祥陽多

河田公を参州治所那万尾州知多那小川
兩城主水野左衛門太夫源忠政の廿也暮目是石
川安齋守源清兼河胞刀の酒井雅樂頭源正
親これ城役す法知石 竹千代君と稱す
此年勝間田新六政行 不國遠 江の産 彦忠君小竹の氏
人幼稚より 清康君小竹は當時三州家級
那牛窪小富右すも和し 政行天文十八己酉年より今川家に
属しを州の四久良良源政の源
名を修し内田近江と改稱す
今川氏去七玉の故 神原傳 今川治部太輔義元遠
州城何那万天神城を小笠原源正は換く

當城ハ魚永二十三丙申年今川氏親是
を築紀山内玄蕃を以てもろしむ文安

三丙寅より福島佐渡河上徳右衛門はこれ
戦より文亀の中より小泉左近将軍と云

天文十二癸卯年

八日 弦月残る晨より及ぶ 西川加見り日月輪ハ遊轉の
不回小なり日輪よりハ晨夜
の光多影少の也と云も或是史記の孝宗本紀も亦謂月ハ辰の
百ふりて或ハ此ハ月の晨迄抄りてと云大なる差ハ可者の
理也ト云夏の月ハ六河の辰に於て妖星の影月のこと云々
地上あり二三十町の百ふりて残月と見ゆ

七月小

十二日 水野六海の老父忠政卒寸 法名 受権 大溪長男
下野守信元家督を終く尾州小川参将那万
兩城を治す

八月大

廿五日 應仁以來天下環化し殆ど凡のこくも
まけて豆のこくも分るれとに統一統り帰へる
氣運あり島洋修治あり我久々領土大隅の附
庸程子ゆへ蕃船一艘貨物交易の爲に入洋
して戦い絶て互に危を亡し勝敗速に安定す
へき火炮といふものを携へ来る此船を西洋
歐邏巴の地方彼示私凡爾國の商ありたり
西碑ハ大烟の五峯として儒生をよせ入洋
しりり場を去却時竟彼夷より誘炮二挺
と買ひて其技を學べりこれ實に 本朝へ

彼術を得る權輿なり

往昔中華朝鮮小と炮術を知る者れ
く吾朝 後柏京天皇承應十四丁丑
年ハ大徳武宗皇帝西征十二年也漸く
佛郎機國の船彼を廣東の懷遠縣
に入津しそその月に火炮某制を以て
これを傳ふる 顧嘉祥の説也亦日り
後西蕃或紅夷より中華へ大銃をこ
うする者天工用物民備志運維ホの書
に見ゆる也これ朝鮮へ天正十八庚寅
年對馬守我智より彼國王に傳ふる

懲懲後より八幡島量訓及去す此小亀
山天皇御宇文永十一甲戌年家右襲来
して秋炮を祭せし事と著すといひ
と今この炮例と云ふありて宋の世に
く旋風運積時々の新なりし新井筑
後与君原らむ新軍器考より詳し海す
河内家之事いへりすといひ武門要
悉吾邦に海より来る監錫此れを大略と
著すといひ也此亦天文十三年甲辰年
の巻末を考へるべし

十月

朔日 松平三庫頭一忠卒す法名玉
心浄全此人を徳川

和泉守信光右の五世云庫頭一家の嫡子ありて
長法家と稱す

二日 松平内膳正信定卒す法名祥
雄を松此人徳川が

雲与長親右の二男ありて松井家と稱す

天文十三甲辰年

七月大

九日 五畿七道洪水地ふ船を流る三州の民家
多く漂蕩し人畜多く没死す

八月小

廿日 御三社父徳川公を長親右享年八十
歳ありて卒し其の柩船院一閑道関と謚す

水野の藩の主人忠政は後を子とせし信元尾州
を知郡古渡の城主織田信長と信秀あ合斬し
後ぬの今川に敵討す 廣忠君ハ元より今川
治部大丈義元の所庸より一丸を是非家家を
離別して其見下野を信元より送り返す人
識しめぬ夫人は石豫のより仰り依之酒井
雅樂介正親甚歎也 廣忠君に告げし吾
宅も富原のよりめ療養しし事
二。 此時酒井河内守家次元長たり曰雅樂介
正親おもしろに改をす

廣忠君の夫人病愈々岡崎を去る時
神君僅に室に居り止りぬ世公の悲歎
涙を流しし事
伊豆家の臣安部四郎定次全田宗平
宗平母三右衛門等拾人 廣忠君の命を
て夫人を送り奉り信元の居城荊屋の近江十八
町殿よりある時小夫人の曰お見信元ハ短き事
しつゝ易く送る海より事成聞かば
せ祭して汝を殺さん時よ始りてと多勢
小園きいりそのれ去る事とゆんやあはれと
多に弁て岡崎を去る事と有りし事

崎の臣継令命を殞すとも所願と供奉しあまん
といひ夫人を今既ふ 廣忠君よりあはれ
朱千代君を幼く養ふ小猶岡崎の事を忘れ汝
小命を全し 朱千代君成長の後忠我を辱
辱し下せると舅婦の好む河れを一度八和馳河
へ今汝を救ふに殺すれは是河方の怨婦く
む八和の好むに殺すむ汝の時を悔ひ 朱千
代君に見る事と名可侍友と云く今汝を
助帰さんといひあゝ輿代弁て去しと仰あ
きハ長崎の士二十餘或ハいふに五十餘人皆首を斬
屋領の里民を呼びしるしを告て輿

を渡し能く所願を送りまゐりし首を以て
泣泣して去りる五六町隔りし林の中小休
息し是を不佞の信元の名を更へ水野
太郎作清久及ん高木普次郎信元と云ふ三
百斗糧の上は明後を告し夫人を送りて送る
の旗を討捕んと池来舟跡を見て各遁れぬ
勢夫人を岡崎の士を不帰りと宣ひ所願
の場ありしを 廣忠君夫人の妹三州室
飯形形系の松平紀伊守家廣の家より代ねも
廣忠君の家を離別しあはれ家廣を妻
と帰し信元と我絶す時より信元いらく形

原より送りし郎従二人を害しぬ僕亦の按を
重く引て逐つて爰に於て是等の丈人其意
石沙瓦送の士危殆をのれざるを歎嘆す

業すふ小岡崎より離別の夫人前屋の
麾下尾形知多郎河右衛門の心主久松佐

渡守菅原俊勝と再婚し三男四女と
産むふを長男を三郎九郎といふ後平

岡幡と系元と称すは男八源三郎播磨
と称すは三男初名長福といふ三郎信房と

河内たぬ後松平温波と定勝と稱すゆ子
四人の四三人は冬州碧洲那杯井の松平

与一郎忠正酒房那二連木の松平丹波
守康長室飯那牛谷の松平玄蕃元

家清家と好む早世ハ廣忠ハ酒房那
田原城主戸田彈正憲光り娘を室とせむ

十月小

三日 河内家曰は之加茂那之協の産米
津小芝始稱新 持元卒すといふ小左久政信父

成り
世々 織田信長と信秀ハ當秋 長親君の

喪を待て別水野信元ハ尾州小属すといふ幸と
して織田在るより好宗と好師と三子余云と

以て三州碧海郡安祥の城を責る 祖考
長親君の度安祥在る介長家世城をもち
多く功戦し精射平岩す衆夫を打ち討ち
多く死傷す大御孫宗も腹を傷みとて尾州
田を奪てゆりし城田信秀大にいりし
云を督し三州ふ入て安祥を陥し来た碧海
郡佐藤の城を攻んとす時よ愛城主松平
三左衛門忠備ハ 和泉守信光君の孫孫正丸
此の昌安もあはれり其志を奪し信秀も属し
同郡筒針郡田郡流理西に若とありし
時をもちんと欲す是より流理孤疑を生し

敵我控り例を失ふこと 廣忠君も唯是
崎をもち功戦をせし折柄 伊豆家の
元臣酒井好盛右衛門河内守家以同
唯樂介正親石川重親も清兼確執を生す好
監折を得て 廣忠君(清兼家次)権を奪
し奸曲のり渠を放逐しりし群臣一
て忠と云ふ人由を折られとも右尚の
謀たる事を知り肯あらず却て忠尚の
謀を智る日將監被然とて退きりし
と恨むるにありしを以て暫く控居すと
云ふことありしは清兼家次正親八君の爲

に初之志を以て忠高と等軍好く其不云勢を
沙汰す

松平記小曰酒井左衛門尉右近将監 廣忠

君の妹婿をりし大系左衛門守備の今

村伝次郎と名に長崎の城より石川

清兼酒井家治を討んとす 廣忠君

清兼のあす三人退去ししより大系今

村を城の傍士と口論しこれ戦討て佐

助と傳へ三をの忠傳も属す

十一月大

三日 旧辰渡也甚るり長洲享年五十里あり

卒すこれ其遺言有綱り子好り

本朝軍器考小曰太宰大貳我隆也

大明也進貢舟之の船難風不致され

大隅の種子嶋より日知を待て帆を

定く時島主玄部正時竟り即提蕃

夷より火炮の術を傳へし松平五郎三

郎傳船小中華に渡り此船を以て歸

帆の時又逆風を致れ豆州より源忠朝

三郎彼技術を北條左宗大支氏康の法

士小これを傳へしより其東は秋地流

布すと南浦之集にんて西す

去年より彼洲（朝鮮）に傳へし甲陽軍艦
にハ大永丙戌年武田家へこれと傳へし
小條五代記ハ享祿元戌子年紀州根
来よりおぬへ傳来すと九州記ハ同三
庚寅年豊後府内へ葛船入津ハ大友
家ハ鉄炮と稱へ天文十二辛亥年同
葛船名存ハ石火矢を傳へし事
ハ位ハ雜ハ異國船豊府へ入津ハ事
ハ詳ハ著ハ大友の家記ハ有ハ友ハ
見ハ形ハ天文四丙子年南密より宗麟ハ
領内犯後ハ大石火矢代渡すと稱す
と稱す

十五午年南密の高船入津ハ石火矢
二挺宗麟に贈へし事ハ傳へし其
外臆況多ハ位ハ事ハ傳へし其
事ハ傳へし三州ハ火炮流布すと稱す
天文ノ事ハ本紀ハ治ノ始と稱す
天文十四己巳年
今春ハ廣忠君安祥ノ歎を傳へし割ハ織田方
ハ内通すと稱す其來ハ事ハ傳へし其
ト其云僅子幼弱ハ矢矯川を渡ハ陣ハ尾
州ハ勢ハ吾兵ノ寡と傳へし其
淺田ノ畷ハ進ハ陣ハ敗ハ大ハ利と失

廣忠公の部将多吉たはつたに小幡小吉
七を逐討す大久保忠政後改忠政款伐射殞
父新八郎忠俊之首を討りその首級取十
級を斬獲し豊田の畷に臨む時小幡田信秀
後援とくく多勢を築き城を大よ力と討て
突し相戦吾云疲るしと作し相争たはつ
諫し曰速に云と岡崎小幡とまて謀を回し
當城を攻めし物と欲し退をせし退り奉
難くく苟も臣に赤馬標を賜は力をせし
歎て君の命に死すしと云し 廣忠公これを
神しとす忠を敬ふいふめとに府の赤馬

印とゆき豊田の畷小幡とて其云三指瑞小
て指し瑞を拒きしを後相戦死す此間也 廣忠
君と始詰奉重く川上平収忠をう忠死君臣
た小幡惜ふ斜と云し

福谷松平家信小三郎二郎親俊此時
弱年ありて軍功あり 廣忠君これと
賞し之汝と亦勇冠其父後三郎次郎小
若るなりとすと宣ふと云し大井松平家
傳よ赤丸郎忠八切とを討しと似て額田郡
伊田相振多を贈すか多忠を我死の位
府の赤馬標は以て嫡子平八郎たさる

あま松物とてお侍忠多とて戦場
命を捨てて子平八郎忠勝の時永祿
二巳未年 神君の信を依りて家の
馬印を再び返して 伊當家小永く用
ひりあると云云 昭代實録
小見ゆ
長門郡萩井の松平内膳清定は其父信定昔
年 伊當家と傾くと企てて事成す
廣忠君小治とていふ河内憤り今以胸信を信
之 信定既死し祖考長親君去年卒去
る 郭に 廣忠君は辭めあつて萩井の家
と改まりてさねとれりて云と起るん

是れ同郡上野の城よりて防拒の徳とす海
井松平太向とて小黨より上野に加りて 廣
忠君小叛く由り是湯より上野に法親を進る
時よ清定云と一人とを奈寸吾兵と城下に未
だ待りて討んと相謀る如く味方とて軍
に臨み款を悔り急小城を圍むは時城が
所の木戸を突記許を搦り突らぬが急
敗績し手負死すもの報格人止河氷水溺
き命を預すもの若干也柱村を好忠改 法号
栄山大
久保新八郎忠俊佐の上野踏止り防拒戦ふ
所小治云多く道とて返くと云云

三月小

九日 沖當家の旧長岩松ハ赤ハ暗目ヤチ多ク
時の人片目ハ赤ト称す隣家の敵ヲ内應シ
是寄城中 廣忠君乃寐室ト入子子村兵
狼指を以テ托シテ突抱シテ股を傷ヒ
ハ赤美申を走ル 廣忠公赤刀を拔クこれを
拒メ小城申初揺シハ赤逆心シテ 君を刺テ
逃ルト云々 刈植村新六郎家改後称カ 登立カ 赤
内ハ赤聲を聞時ニ城の櫓揺シハ赤逃来スル
家改別領ノ城の中不端ニ延々赤河郡檜木の
松平茂久信孝池来リ陰を据テ城ヲ攻メテ

ハ赤を放シヘシこれ渠を刺殺スルといハ新六
郎家改曰大逆の流ヤこれを放テのれ去ハ
後悔スルト云々 唯家改ももに
突ル處ニ長死スルも恨那ト云々 信孝工
夫と云々 此れを伺ヒテ新六郎を以テハ赤
ノ首級を以テシテ世小勇統の我士と称す
廣忠君も又感状を授ケ給桂村家改ハカ指ヲ
カあり子あり

松平記曰岩松ハ新田の庶流ナリハ赤
常ハ赤子トシ且軍功多ク也これより
留礼心ナシカモ罪アリカ家僕を害シ婦
女をも殺スルニ及ビテ遂ニ難をこの

少別八法海と好むと成道山大樹
寺小旅々遠きと追ふ佛事と好
く海の色酒沉醉し亦小を城して君
と犯すに西海子ありて謀せし孫の
里て是も死す就んとしるを 廣
忠君仁ありて八法海への戦切も盼せ
しきし渠礼心解れしと汝す法あるを
以て物も之孫切稚なりしを命を助武
門と海と涼家壘井の度流幸若小八
郎と之の舞を文の門ありしと
まにき師の苗字と己の苗字と兼用

て幸若と名と稱すも子と想を人ハ

佛堂家法先祖以来の事及三州松土の
由緒と毒く記憶すむを以て後年
台徳云渠と法少旅の末席小加つて是舞
太史と免際ありて薙髪し其跡と号す

五月大

五日の内夜三たの信半生る後を家ありて
江州坂田郡長濱の城まよりしこれ也実を修田
久兵衛の系信つた男と稱しかりし 廣忠云の
此後亂と云く

天文十五丙午年

天文十六年三月十日

十日長沢の松平孫三郎信重より来水野下
此等信元と芝茶葉の朋よりし渠城田家に
属し其を以て信元と交を以て 廣忠君に
道おをさうんとすむれ其の感しれ米色を
今度世上就中事列る無流等宗師本堂
室より此式之如くあり本揚領より長福
寺に之を並に於本代不てお送かすや何
如件

如件

天文十六年三月十日 廣忠

松平孫三郎後

七月大

二十日 東上杉山内玄邦少輔憲政扇谷隆理
大夫於政一方の云と率て小條大京大夫氏康
の持家武入留於川越の陣累日因之責家
城中少少小條在るを^{不氏}綱成且揚於小條長
源入道初彦不究竟の卒之少餘人粉骨と居
く防戦す英雄の氏康氏略を運しし豆相
國并武あま玉の勢ハ子と川率し今年十
の刻あし移り砂濠の陣を破り互にの四胡定
と始 孫三子種兵若干を討捕 世に天文十三年辛丑
七月廿日川越軍と
侍らねども彼相戦ハ天文六丁酉七月十五日氏康の亡父お授り氏康川越
の城の傍に扇谷朔定の大兵を破る凡川越より於て小條父子あ

上杉家の権勢と戦ひ大なる勝利を得て
武威迫りありしと云々

三州若海郡、榎木の松平元人信孝を
君の伯父に仰ぐ。且勲忠有る賞を不斜妙子に
岩津の松平太郎親長は、長親君の庶兄ありて
信孝の大伯父たりし。没し後嗣ありしを信
孝岩津を合せ領す。又幾程好く信孝の者曰郡
三木の松平十郎三郎康孝卒去りしれども
一信孝を領邑と押領すとも。廣忠
君は信孝佐平の大忠にありしを評し、
また岡崎の忠臣の曰お松平元人信孝の
七郎去天又四十年。清康君を殺し、

と云々。此事光真不於て派曾て其の流絶分
明たる。今以て是等の政務を執す。信孝の
が假令大藏を科なくとも、其子大犯人ありし
を。廣忠君を退るべき事、常々排るよ
し。と傳へ、聞大元大に憤り、酒井家次曰正親
石川が執事清兼が多年、身たる。石川の榎村
お好むたぬと相議し、其を昔日松平の去
平丸内儀正信定領知次等に増す。其威を
募り、正信是等の確とぬ。光真を去りし
今信孝功ありしと云々。其家の業を合せ、
崎の領を均し、其を、而當家を領すに

人時を伺ひ信存を放逐し後の憂を除んと
いふ事し同賊四人と志を白して具事をと
謀熟とあり

九月六

六日 廣忠君再び松平内膳清定の上野の
城郭を攻り之をたに岡崎より云を奪
り其時ふ令あり曰去表吾軍敵代侮りたに
敗るを以て敵今其降るべしなり是味方勝利
と仰り獨也先鋒陣より逼り圍を築き清
定忽忠告あり一時也軍をすめ討を必城
を控へしむる清定と虜ますべしと云ふ

是吾軍之制令をとり餌兵を城りすめ棘
波を奪す。是早し内膳成先。突
か岡崎の弱云何をありし路ありんや一
に敵を控へしむる頻に後軍を勵しありし
たうふあり先鋒好あり。あれは清定競ひを
てふより小追討し。云云金田忠八郎宗祐中根
甚太郎後名し忠死をいふ。 廣忠君は敵既
小吾謀に端を見たり。是云と云とこれと討
りふ渡也源五左の言獨先登し。是を合す清
定。備方にありし。是く城中小追入る。名云討捕
首級十級ふ及り。 廣忠君は是時凱陣し

久し之後清定は酒井の監其勢をく軍門小
増新愛に於て清定を橋井に移し上野の城に
酒井の監と入る

今秋久松佐治等俊勝隣敵大塚氏佐治と和
を為すも酒井の俊勝の祖父把持定益屋我知
多利河右左衛門の城にありて彼西氏と許橋不及
り隣境の争ひたるに軍兵を不殺すの時を
多見山より鐘を鳴し螺を吹き急を告ぎ
定益の叔父水原大清の志を忠告し河屋より祭
し小川四郎右衛門の川より池あり久松を救ひ
幾ふ又河原に小川よりも急を告ぎ時河右

左より池着て接ひし日當時俊勝は二世既小
大野佐治といふ事也今定益とに和融し
俊勝の子孫九郎定負を佐治の孫と次定
負を俊勝の妻の産すといふ事也康元勝
俊定勝といふ其後の度見たり

十月大

十二日 吾云設樂郡世田の菟沼織部定村を責
め時小切臣杉浦保一郎親負共一軍ありて我
死す 此時定村を
尾州あり

十二月大

廿日 足利源我友征夷の軍に補せり 此時

洛陽をうつけて江州坂井樹下集といふ
日吉の初友の宅に寓居しあり

廿年長浜の松平上野介政心の子源七郎生る
後の上野介康忠を母を 廣忠君の姉妹
に嫁し政忠死して酒井氏に嫁し尉政心は
再嫁せしむ吉田氏と稱す

武徳編年集成卷之壹

武徳編年集成卷之貳

天文十六丁未年

正月小

廣忠君御意ありて自ら駿府へ入りあり
伯父松平郡榎木の松平義人信存を志す
今川義元へ新正を賀しありしを記す
考く是頃の志は石川忠文酒井桂村等
廣忠君の志ししを信存に記す大志を勵し
今更にこれ科給ししに日郡岩津集の
方松平副方より絶ししを記す

彼遠岫を合せ今既小三木に居住一室富々
云流るれも飽満日情かく結不伊當家の政勢
を中て感望りし小盛ん如く必定自立の謀何
久し一実不極井の内指信定先年指礼の企
ふふ夫あ孰るるの依之今度信孝後府兩
劫くと幸と一渠と放逐しんんと稱一を兼
合を不待しそ是崎城下の宅を没收しそ未
邑に吏士を並り租税を押し九城軍後府
にぞしれそ信孝方に驚き悔ふすといふ
あ方そりてく 廣忠君へ陣謝ありといふ
とも既に彼極威小暮りて偕礼の兆あり且

老臣の諫と拒かしく信孝の款許を保
容しぬる時よ信孝言いし 廣忠性
年曰指正信定ふ不惣州神戸り落魄の時
大久保一族以節と吾志と一汲に こと帰玉
の屋をいさる事偏小予の忠勅也彼安部大民の
罪外ししとも其子既よ 清原主と裁す
取をそ父しし今以岡崎の政勢然沙法する
事これ甚歎甚すそ子を漏聞て一度そ吾為
にそ職分を際るる事と棄し却て信孝を
諫すといふそ也然る 廣忠これを信し吾
先忠を弃指し流産の事とせざる事慎す

より人々やこれと我元小告へして再び後
州小劫さるのうを遂致我元之科な
く沈海を憐て岡崎の元老の内内井河
内守ハ當りらに卒しこれハ子雅樂介正
親中多石川桂村と号し信孝の歿許
詐容可有旨と云ふ事と信孝の歿許
信孝又冬州由帰り長海郡小佐木之松平
三たの忠倫當時藏田方とて田上和
田之居信孝は是とて一別尾由之屬す
時信孝の部下内友甚就善教後改甚五大久
保三郎太海の忠久等信孝長海小叛く也と

きく何ぞ摺不鎮び備て 廣たらな放せん
和と云ふ事子と携へ岡崎を来とて
廣忠右君能と生し詐容より大久保新
一平右後信孝と号す渠と都田郡計海の勝
満寺ふ入並ふれは信孝大に被輩う己と與せ
る信と情と殺害せんと謀るの老河り然り
參州ハ一向宗の徒若干ありて額田郡地
計海長海郡信木之三ヶ寺を昔より甲乙
人及人の地ハ信孝侵す事とゆへは流
心信孝長海郡三木額田郡長海郡と傳ふ
よりて長海郡一長海郡上長海郡と傳ふ

乃監者尚是に与さく元より筑後郡を度取
之移柳坪伊保の三宅一族奉母の中際か
ぢふまゝ織田方降りし一軍日と彼放徒
と合戦止事ゆと云い

安部家傳子柳坪の軍小大久保四郎
五郎右政難を進く尾抄の如事と
討殘す後り不敵なり其矢と送り
り物のわとそ矢にうり多し命を領
す事と稱す太政官元年安部四郎云傳
定治の養子と云い
松平記事曰大原左近と云傳十

郎ハ 廣忠君を恨る事あり當時を
織田信秀不属しるり諒て曰三州の法
家大略岡崎を叛くれ 廣忠の士卒
微なりしを弊ゆふしそ長崎の城を
拔すしそ、信秀渠ホ、曰まの仇と云
て彼もそは信秀を奪る事成不候
て曰 廣忠の英云數度軍小松疲
る色ゆ、我心金石のし、何と云ふ
城を拔事とゆん式二子張ね謀り彼
軍城を底すそ見賞厚るしと云い
大原と云は信秀の初をゆて愧る

色方て退く

又曰 廣忠君の臣淺井系或去淺叛心

して松平茂人木と告て 廣忠君を弑

すき旨恩賞賜へき此の印章を

持んとす茂人曰 廣忠君恨外安

部大茂を折て来る海くを厚く世

へくと返さるるり彼者いりゆる内く大

茂を害すり事き故き理由少其

企然止すりいりときに是時り終

て源歌の説りこれ浅井逐電すと

云く

二月大

四日 宇津左衛門又高木茂幸源君是人を三

州碧海郡の住士りて 清康君又ありて

七年世時の大久保忠俊又なり

八月大

十日 菅春院海郡二木り茂人信孝又福

下内を茂君教大久保之印右の大世正時

小帰来忠と 廣忠君をと欲すり

と内の好部大茂光真或曲小と愛に

旅く是茂取来る日領之加恩もに百貫文

の印をと納め

今度は天龍寺方へ決同心祝意は如約束
為程知百貫と云ふ色名古徳も有る石田
野羽の前へ之程分入と云ふ世所
取之取方と羽津の三方引合百貫之首
尾と云ふ執柄者細廿大に以て未
る三味落意は振に於合於未代程
如遠くの如件

天文十六八月十日

昌三

廣忠

昌三の如く

内左衛門尉

九月大

五 参州酒兵部田原右衛門行合我河

了し云

十又日 今川我元の麾下参州の天龍寺四郎宗
尹改宗感状を授く

去五日田原右衛門係前入法
比類走也云云以神妙之至也亦可抽軍
忠之如件

天文十六年

九月十日

我元

天龍寺四郎

彼と雖も昔氏より忠を奉り一國防三郡經改
の後深ありて是を以て山口之方二領下賜名

其八日上和因の松平三左衛門忠備之本の松平元
人信孝が謀て備前郡西東の吉良上野介義
弁東條の吉良なる清経義昭と尾州守小島
也々め長崎の城を伺ふ 廣忠君云を奉し
祭向々々新舊人小頼田郡岡崎の城より回郡
渡理河内小島法々大に致し渡理の城之吉良
又江守先鋒不進々々致し味方江守約五井
の松平外記干時ガ
七章 之を才義義信次法守居り忠長
并相後紀州根来寺の宿尾部人止なる居源七
序忠家不令と預守三々れとも吾云御捕不系
一々の封境を致し 廣忠君云地を名居

伊賀守忠吉に御小

私小曰此書又法守の御別書を考
照刺して書号外にありて考

此日忠吉留小渡理色邑と告知して今
夜之系の款地を御々々因補せざるを及
東條吉良増備して東條の城地を忠吉
目録の今日討死せし源七守忠宗成ハ
八繁を
伊賀守の嫡男也五井の松平忠次伊賀守
平清経信根と云々ありて女井と返さ近
来藏人信孝不仕くし自ら源七守忠宗
を討捕せしに翌年五井へ帰来し忠次
子源九守忠宗也其仕外記忠次宮後
々々也々々江清政作の利力八五井

松平家お侍るゆへに款多居又次郎忠
以、後身を心にとりて彼方と分捕す
とて九郎系忠の許に送返すとき
寄信お侍る四郎五郎忠次尾州の魁
兵を射殺す忠政ハ此時未だ久保と稱す

十月小

十九日 織田信長尾州物を奪して
冬州より礼入し上和田三木の吉家とお後
岡崎の城を搦んと企つ干時 廣忠忠右ハ
上和田の松平三郎の右衛門一族を棄て信長
與まゝの事を憤り刺客成きし忠倫を討て

南牆の中なる患を除く爲しとて功巨算
平三郎重忠とて曰上和田小忠入款忠倫を
密に殺害せん事ハ小勇のいづく難きあり
汝を突ゆはたり今宵上和田に儼りし其の
眼指を心く忠倫を刺棄しつ途垣へ
若狭先を携へゆらんとも是ゆも又危し事
をなす其賞とて百貫の地代授むと宣
ふ平三郎重忠命を遂て岩所よりりて才
助を突く所渠勇死強し先小侍り
凡そお侍る人ともお侍るを諱さ
既に深更中及び平三郎ゆれを告ぐ上和田

小越く助を去るに言を之詔を暮りて上和田小川
里場の中不滞り居る平三郎城申不意久
三左衛門右衛門所不意不意不意不意不意
睡しぬれ忽これを実事所振指を惜て
山を携へ且忠偏の枕刀を取り城を此時
忽卒に之振指を振す新柄助太夫城より
也て平三郎を助る二三町を歴く之事の
始末を問を忽ハ家志をとり汝思意を為す
る事ありれ助を去る曰先此功ふらりて恩禄を
得んこれ不意不意不意不意不意不意
不意不意不意不意平三郎曰これ不意不意

負き平三郎を歎く恩賞をゆき豈汝の乞支を
遣ん也助を去るに言を之詔を暮りて上和田小川
里場の中不滞り居る平三郎城申不意久
三左衛門右衛門所不意不意不意不意不意
睡しぬれ忽これを実事所振指を惜て
山を携へ且忠偏の枕刀を取り城を此時
忽卒に之振指を振す新柄助太夫城より
也て平三郎を助る二三町を歴く之事の
始末を問を忽ハ家志をとり汝思意を為す
る事ありれ助を去る曰先此功ふらりて恩禄を
得んこれ不意不意不意不意不意不意
不意不意不意不意平三郎曰これ不意不意

此より由作方と思常として参州郡田郡時お
以る事の地を授くる

今度三たの生害之存忠孝此此此
世に於て子孫に遺る事百有餘年
思百有餘年地を授くる此此此
代不可遺道の中所に記也也也

天文十六年

十月九日 廣忠

見平三郎及

抄平三郎平三郎平三郎平三郎平三郎
幼子平三郎平三郎平三郎平三郎平三郎

と稱し法旗奉行を勅父子天正戊子回
己丑打續て平三郎重成、長子全平三郎
也平三郎切つり甚右衛門と改め

廿一日 抄平三郎の刺客の死すも此は進
也、六藏田信秀、多き上和田あり、當城
八要櫃の地、好しとて法を授てこれとす、其後
信秀の妻子三郎五郎、信彦を以て、并祥の城に於
てあり、抄信秀の男子十人、女子七人、一男ハ
此信廣也、後大隅と稱す、二男ハ吉法、抄信長、
小吉と稱す、家督と定

十二月大

織田備後守頼、池川家を亡さんと謀り、土和
田の城を六ヶ所、砦を修し、云々を頼る。且、因
る信秀へ志を盡し、既に清康家危急相
の期也。廣忠君は多年今川家、不主好ま
ぬに援を乞ひ、我元未きを許容す。是も
実不主に骨を請、笑の中、不力成、廢の乳
世の習ふれば、人質を贈る。と云々、爰に梅
廣忠君、松平五郎、と波府の
神君干時稱牛子代
君の年六文と波府の
松平五郎
松平五郎
平岩助右衛門新左衛門
の御あり、曰七、助親吉物右衛門
の御あり、村

越平三郎河野清次代、勝後任伊
孫守、曰新四郎、主者
江原、跡三郎、柳宗平七郎、金田、与、相、右、門、山、房、上
田慶宗、不二十八人、廣徒、寸、申、と、河、野、清、次、代
心、事、也、神君、と、云、白、歌、口、相、戲、遊、の、後、伽、か
き、ハ、法、蓮、の、中、不、今、ま、き、多、徳、地、の、故、の、封、の、西
郡、より、奉、如、吉、田、と、云、波、野、の、御、と、云、事、ハ、不
田原の城主戸田弾正憲光ハ、神君、若、継、母、の
父、本、より、也、田原、より、波、府、に、送、り、自、取、へ、さ、り、
作、り、憲、光、御、を、假、名、と、設、奔、走、り、田原、に、
ま、不、我、元、より、と、云、波、野、の、御、如、吉、田、と、云、事、ハ、不
不、依、不、事、也、途、申、と、云、波、野、の、御、如、吉、田、と、云、事、ハ、不

子五亭云清光或五亭改家臣戸田又六浦の尾
州西より 外代君と奈の老を水邊にさす
東三河をゆえ〜と申送る信赤大に悦びて
約をせし〜使に當座の賞物として永樂銭又
書文を授けし長崎の旧長友新ハ當時信赤
の元老林佐渡通稱は仕りの松信は急ぎ田原
に往くはし〜と法信の族は告り戸田を吾君
の姻家争ひ是心何んぞと毒の詞を名信松既
に明をれを強ひ来て天氣清涼雨〜波浪
石丸涉船は〜と云ふ神原平七郎曰因縁
より吉田迄の海上吉田より駿府まで往くは危

〜と云ふ 君命を蒙る者代返を遣ふ又曰駿府
迄ハ大河多し殊に此の水増りて申し陸地を
擬る先河原船河りて風暗ハ陸を擡りて
〜と云ふ 陸川家の強者なり何ぞ思ふ
〜と云ふを巧みありて遂に舟を後〜と云ふ
漕舟は漕舟にて昨松既ハ尾西より林佐渡也
勝岩家長門百福舟也田原迄来りて漕舟
を待たし〜と云ふ忽涉船の流より軍船二艘
と見たり箭を射る報をあり〜漕舟は
の法家人非松赤の忠告を名信今更虎の尾
を踏の愁は臨て忙然〜と云ふ陸舟

是に尾州執因小若原等々ハ信為勢其雲
霧のこゝか来る押之の形より林佐渡して是處
の事ハ織田家と和融な依て若原の質子と
て努く老むるも此の由供奉の輩小述く大
宮司の諱不入き人々を減まらば身成り天野
又本印僅中一軍ありし家僕を以て今状を
書へる地を此ハ汝長崎より使て此旨演説す
へしとも合へ客は揚子彼の岡崎より出て地由を
述る近臣別 廣忠君に云上せしむる臣と聞
房の若く一室家ハ此事成告らる如家等ハ
父憲光情好く此代君を歎まはせしむる
まをと弁らる事不我ふ意何れとれ奇きとたに
驚き懐慨石斜侍女も 初君ハ家等にハ
継子たるもこの推察の所なりともやと不
知くは世に難く遭せむと世の疑念を又
人事尤口惜し慨歎ふ浅度不極く 御書
の旨を謂ふ不及世奉て戸田の外孫を永樂錢
五貫文に賣りしなりハ彈して誹りなり
廣忠君石川甘藷の清氣を駿府よりと
り尾州の虜と成り不祥と成りしを志し
之約すも如何と可変成と 休代を棄して
思く我え小虜せんとの旨を告ぐる我れた

感激して山上人質と及び追有と陣をい出し
 の難儀救んとて之を重忠に命じて宗法を承継
後致徳也 右記 とも是湯ふきし其義心と謝するに越田
 佐兵衛と信秀ありてと岡島へ使節を遣はし
 と我々は虜と次早に今川合戦の志成願い
 當家は與せし質子を是湯へ歸さん事を事曰
 意あらずに忽ち質子を殺害せん方と事成
 廣忠右の曰我を子と殺害してを是尾州を
 とふ河へ渡し送り質子を戸田途中
 舟に奪つる尾州へ去り此舟は是下級こ
 れを害すとも何と今川を約する方と奪つる
 州小席すらん也と岩倉の法返す不及なり
 信秀いふるに廣後の士を皆追はし 神君も
 侍女御人河部直代天野之如履右も人
 五人とも熱田の相友山口監物とは儀不度
 圖書に置上りて地中人の宅に押籠るも
 監物。姫を温ふ通す伊衣夜の程を是
 一ありあるに信秀未といひ彼婦を放逐し
 言はれ荒小多ふと然し志を盡し早に
 味より 神君供との日合田は想ふは
 容れ 神君の囚を是も是語ふは人
 成謀す且は是も是語ふは人

楊子多子すの正房。たをそと原の津一も子
杖款子信秀をこに 神君を名護屋の地下重
岳山万松守天、坊は迂し、も心

或曰 神君の法外祖母ハ三州額田郡
ち津の城主大河内位馬也元保後段の娘
也河内郡の城主水野右衛門守久也改は嫁
して二男一女とありあけ長男ハ下野守信
元二男ハ左近守を仲一女を侍通院為是
神君の母君なり忠政を練の流ハ皆其
後也忠政の家を離別し後也段是那
の首は友十郎ハ再嫁しぬハ少白の若派

も離別す然るハ大河内の息女姿色の妙
ありて 徳川清康君とこれと娶ぬハ少白の
程なり 清康君は元一ありては段
河内郡津島の川口久助盛祐の家と成
りあけ盛祐早世しあけハ家家ハ川口
の家に移り難髪せられ花陽院玄直尼
と号次郎尼公の甥大河内源三郎政局
織田家の名祿をいへる言はるは親と
小天王信長を信長を直根勒多源三郎若元
并加茂園書三人の母と山口監物、娘
婦を皆姉妹なりは幸侍通院及ハ尾

州知多那の在るに久松佐治の地は
再婚せる彼地より天皇御と一りは世及
せし平治久茂并久松を以て者果
と神君は婿りあり物州の位に治
太師云清友傍十七年ありて又傷
尾州少来り平子監物政秀も倚り
るり神君は憐れあり丹心と云ふこと
あり
又曰金田もお存の正房は其祖父三
郎正真上総の令田より三州幡豆郡一
色村あり清康君小はく父正三郎

正房とお續て清康家の臣也今度其
想存の志を以てすしは清康の
男皆君の為に命を殖し三男惣次
郎禮儀を以て宗八郎と致
加茂園書あり後手神君尾州を
知都荒尾村百四拾石位役免許を
て宛り給
神君遊戯の被黒塗目今園を
の後裔を以てすしは清康の
年皆清康の孫なり其宅
ハ傳道院ありて其宅あり

るは賞事と斜久松の家内年々後
年恩澤小浴すてあり

昨年織田信秀の三子三郎信長十四歳初陣と
して元老平子中務政秀を率して西三河不
心張河の紅助の頭中腰復念の馬鎧不之松
ひ殊に兵麗なり吉良大濱を放火し其松
野陣をとりぬる翌日軍を凱す柿西三河東三河
といふ事ハ武村山を領してこれを称す云云

天文十七戊申年

三月小

二日 織田信秀三州を統率東面告りて

廣忠君を救んとしあふ今川より館原に依り
与美松田小三郎恭秀岡部五郎清貞貞孝を
館原より我元叔父の味津寺に雪舟和尚を
監軍とて兵を三州に率す此方三州の今
切取取より二子ありれぬ是れ是れは

四日 織田信秀其兵四子余を引率し尾州を
知那古渡の城を登りて是を攻め陣す云云
五日 信秀三州を治め郡の群の城を急ぐ
是より岡部上和田村の墨小陣を移す
十日 廣忠君岡崎より馬せしむ

先鋒として郡田郡茂川着より山田原へ
涉りて七段より八段を歩上り和田近程一里
有り信秀八合才三郎信光曰苗造酒造
政房を魁將とす世傳夫作より進む行よし
と山崎ありて敵味方互に近付事と不知時
より駿州の一陣原原ありて帰り曰ふを
郡田郡小豆坂より去り乍候と右近候と此
帰り敵既に近付渠に小豆坂の峠を取交
せりともんに吾軍急よ峠を登り敵を見下し
戦不可ありといふまに於て今川惣兵衛に小豆坂
より去りて敵を尾州の先鋒織田造酒造
微特くも也殊に敵を去るんといふ事ありと
是より敵を眼より見揚り如彼府の野原
恭能白き一為に能く又是等流酒井雅樂
正親、恭能と救ひ闘て自ら織田三郎五郎
信康、説士鳴海大守介を討捕其外若古尾
四郎秀宗永田四郎清之を宗不究竟の尾
州竹之助、命を預り織田造酒造も麻を
是れ今川、徳川の両勢掃き盡す、益木近
討せし如に織田三郎信光曰明を人として
へ大奮揚て敵を二筋より去れしを相續り織田
造酒造政房も方清一、貞清、政右衛門、島田

助右軍の重善後改任佐一集人其子孫介陸中
野又三清忠利十六法七久七競七ひ七か七ら七し七今
川坊と突破これと小豆坂織田五七郎信康曰四
市次郎信重曰孫十郎信次川鹿東四郎重次
小次郎信氏友川崎信介大窪半助土居孫
左馬の赤川彦子清の神戸市尾の山口左馬介
粉骨世老一突戦して今川の鹿原あをを
川尻與四郎後改任とれと討捕日長崎方松平太郎
左馬の信重方信十郎信勝松平三郎友
友方遠渡を多々取難松平三郎大目孫を即右後
林茂四郎吉忠小林平左馬の左次を始一足と不
引令を殖一織田方并ひ勝ふ事よみに我元
方忌めり去清と幸横を衝て敵を破り江州
の浪客小倉五助正孝八尾州の武友法三郎を
組斬一長崎荒柳原を改吉後改今村元と湯
勝長切名戦して是を競ひて以長部明一亂軍を
纏小織田方僅よ五十餘人戦死すといつても信秀
并軍十も子を留り上和田の城に孫三郎信光
ととめ弟祥の城に三郎四郎信康を殘し
尾州へ去るを収む

小林家傳小曰今日討死せし平左馬の左次
を親心居に志を存し一紀伊を重定

の勝ありて勝之物を時子也是亦初ハ
今村家傳曰老父承勝長八樹之助を
長父あり

四月小

十五日 松平義人信孝尾州の格云均國一とも
駿州の加勢と又岡崎と去て兵を細くせしむ
と多し一長崎とほんと欲し一長五百餘を
率一郡田郡明大寺表の地法一 廣忠右
川酒井雅樂介正親石川あはる清兼小共百
五十餘人を副て先向れ對陣せし亦 廣忠右
の令に依て大久保新八郎右衛門父子石川新九郎

亦相諱て精兵七十餘を安云と外 木の枝葉と
小塚のまき多きを信孝のすみ近くと待
り多し果して信孝のたもより 男山と越くはせ
依多し一回を祭し 柳の矢を射棄て 菅生河原
と池板又明大寺の町と越んとし 山をを見て
信孝云と祭し ことね戦追討しむ味も軽く
町中より引入敵のあまを待り時よ信孝市店を
放火し 煙藁を待り引取て可なりと見えぬ
に自ら町原小原入恒平を進く 岡崎の伏兵
を射せんと欲して 敵は小原知を多きとす
ても 遠路ゆく 勢多し 敵は 杉原すゝねに 岡

崎方七拾余人二隊を合して市店の上におりて
里均く矢を祭すも東へ白雨のこもり信孝の
軍たにそれ信孝存の腋より中へ急るより落
て没す首をさそ石川清兼の外孫上田善房先
位これを得たり味方にも大田善忠久吉房正
駿命を執すも外死傷すもの石川も云々斯
て味方ハ敵に信孝と始首級六拾二級を執
へて岡崎へ凱陣し 廣忠君の冥祐を令れ
是酒井石川大久保外郎たのむ功賞せしむる
物れども信孝ハ吾伯父の元より恨れし
一旦云と縋ゆとも豈先を殺し幸哉欲せん

也信孝と虜少くして悔ハ之死と室女和歌
して并ハ骨肉の親をこゝんと欲す今此首級
を見し悼惜深うなるも 宣ハ悲泪襟を濡す
帝小御公すりの感動して皆泣と云云信孝
の法諱を啓岳道雲と号し 碑と菅生河原
中延此碑明暦元己未年秋
洪水よりぬれ失せり 則 杉平金助を使と
して後州より一の捷を告ぐ且西三河大概
掌権よ入の世達せしきしハ我ハ欣悦して文字
の良刀を 廣忠君に贈り金物よ何けの駿
馬とあり 廣忠君より上田兵庫元信ハ恩賞
して後州那大濱より彩々米邑を仰め

大久保五郎右衛門の忠持の忠政を以て廿四郎
と稱定次。後子とるはこれに定次と稱す。四郎五郎
定次は今年碧海郡上野に於て戦死する。定
政はこれ家を継ぎ先川四郎と稱す。養父後
定次武術を好まず厚くして流村の名せり
多々云云

二月九

九日 杉平三九郎は後日権を衆を以て近江親三
彦並持三九郎の室内親と定次は織田方とす。て
冬州加茂郡山中の城より。 廣忠心君
於て酒井雅樂介の親石川お徳と清兼同

七郎正保林伯大久保五郎右衛門の忠持は七郎右衛門忠
世の百勝を以てこれを攻め城を突いて防
戦して是よりいささか中々大久保黨勇を
あつた谷を隔て浦堪ては石川城云大音に誰か
まといふ大久保一黨のうらと居るはこれに
之を討つる人々試み前を進ずべきの旨罵て二
箭を發次より五郎右衛門忠持より中りて為す
戦多し時ふ向の尾より石川新九郎士率を勵
し攻む大久保黨とえの七より競ひ登るは五
郎大音の忠持は討て向ふ敵四人の内一人を斬る
之間に一族池来り敵城中に敗れ入るるは

おの再向ありし焼奔城に糧多采を始運くも奔
し城陥りしとあり

松平記に四月朔日と記し明大寺軍の
前より向りし事あり是なる事を知す或書に
去年の内ふ載すは思く非ざらん

此年廣忠右加茂郡柳坪の城に於てありし
城將三宅右近を夫城におに運致し利向ありし
て引入是より留瀬田家の為り此後日向郡八
束の城に於て宗左衛門は居り尾州より中條
如監を以て指致す廣忠右にこれをしてせんを
心馬し日向郡も又岡崎の方を伺んと

軍を各々一荒海郡を原より合戦あり尾
州の援云荒川新八郎頼季杉柄西三河を侵
し略しし心の中條を救へる味方福谷の松平
三郎次郎康親先登し左方をとりし戦て敗軍
折殖守杉浦八郎五郎右政渡さるる文庫時綱亦
の徳村に所を移す故城も寸物中安部右荒川
の敗軍余多射殺次郎其ら勢を称養し後日
に之を矢を返す

織田信秀七子録云冬州家飯郡西陸ふ登守
廣忠右岡崎の城外に於ては之の如味方
互に馬足糧ありし事聞あり例の吾精兵松

浦渡色事射柳の姿を信秀は長坂惣領
して立身と侮り柳の心と起て進三進三進三進三
旗を揃へ頻り射柳に於て旗指を列し先成拒
く丸小長坂茶利九郎信改諱て曰旗を多勢不
り先する時ハ利有り諱おく戦ん 唐忠君諱
し多字少字のりて信改戦の時多なりと人
を説を以て旗の指を突くんと人先成有陰
を傷よりて諱を以て突くんとすむ信改諱
諱を以て御事お三次指既に破れ旗固章守と
小味守一度小懸ひつり里旗大に敗績し死す
者若干なり信秀字孫にいし尾州小湯野

世所を昔日柳多しと柳川池と稱す此時尾州
勢若干討れ亡しゆと土人呼べぬ川池と稱すこれ
ハ倭俗士を辱しとす小依りなり

傳小曰長坂信改ハ初彦九郎と稱し

清康君の法時戦場は跡を投回必法ハ

血塗るる事也 清康君法感激

の跡り信改戦謂て血塗九郎と稱し子

孫之茶利と以て其名と守作血塗と

茶利と主訓お道きゆは茶利と稱し

後采寸

織田由復と信秀尾州並知那古渡の城と被

却一四郡末赤山可城と築れは是より移り其
子信長曰郡若吉尾を居城と信秀の弟孫
三郎信光に春日井郡与山の城と与り
且弟濃の弟友山城と利之入道と三と和融
一信長とてた三の智とす

大久保家記小宮洋なりのみ市忠義の三男
三郎大浦の忠次初名稱三郎今年三州筑前郡
三木の城攻め先を一一堀を築んと
令を殖す及小松く 廣忠君在保
新八郎忠俊の三男忠政を以て忠久り
家を継せり別法三郎と稱すと云

是を以て考ふる小松平信孝戦死の後三木
の城を攻め事歴あり
天文十八己酉年
二月小

上旬 廣忠君在赤山城日大崩及ふ
三月大

三日 尾州愛知郡末赤の城に於て織田備
後守平信秀享年四十二歳ありて卒す其次
男三郎信長十六歳少く家督を継ぐ上総介と
自称す當時を以て高たりにて生れ
大度潤達別果勇託ありて然も位少き

ふと一功業を以て天に及んぬ惜れ
常小心を用ひて謀略ありて謗説多く然
と酷烈な事すと云々

六日 岡崎の戦 於て 廣忠君享年二十四

事ありて逝云々ありふりふり火葬す今の松尾山

寺に遺骨を成道山大樹寺に納瑞雲院及

意改道符大居士と謚す此封名古屋に聞

多し 神君僅少能く事不及りせりとも哀

傷多し事して飛火に感慨す柳を考

廣忠君を仁者として士民を愛し壮勇にして敵

國を思ひてむねれも生得疑多くて親と

難きゆに一旅功臣一統の志はくまんと実不

石に振殊ふ事短命たりゆ此時沙汰運衰微

の至極あり群臣會合して評議をす守忍石

川伯耆を救済す把後を忠良天野基石

景隆を尾州と和融して 休平代をたも

帰國形をせんと欲す石川が病を清兼酒

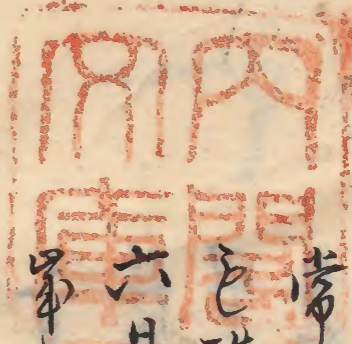
井雅樂分山親の今川家へ 先考とて好ま

く強きを二州及び三州と多し幕下ふ

て救ふ縁のねをれを法今川が所屬して沙場

城の御計をきんと稱し智石極村を今津田家

と和融せし 初君の沙場ふあかるるは



まとも今川猛将を以て攻め、伊豆家も先
多しと云議匡てありて一攻せし日と唐の
多し我元是端の赴きあると大に驚き織
田信長必此處を仰かぬと油断すといひ
とて朝比奈俊中守泰信岡部五郎玄清並幸
葛山内中務三郎長持おに旗印の士三百
を送り長端より考へて校兵と稱して押し城郭
を奪ひし今も是より伊豆家の群臣いづもす
十九日 駿州の四郎朝比奈俊中長部五郎葛山内
及先心長端の近き北祥の款情を看んと欲

一伊豆家のお新大元光貞大久保新八郎忠俊
本多平八郎忠高と先鋒として云と長端より
急して吉原を岡の砦を奪ひ織田家の兵を急
引退く并祥の城に織田三郎五郎信廣後任大
隅守を
思くお清て駿州方の猛兵を防拒す大久保忠俊
の勇男五郎玄清の忠務城云と説を合せ同姓七
郎玄清の忠世首級を討ち本多平八郎忠高も
先登りし前哨傳次より奪す矢由曹中
り忽死没す享年貳拾二其お梯系を奪
と始余多令代失し麻を奪りもの羊干あし
て是に城を板車を討ち云と長端は収

十一月大

三日 今川我元澄先と三浦長景の云士七子解を
信一雪舟和尚松井西朝比奈を首ねし
て并の廿祥の城を攻勢織田上徳介信長
八度見信康を救へぬ云と登守より
赤和尚徳右をきりて守り抱へる要路伏兵を
とめ多援兵とて入り戦り城兵必も移り
し云を以て當り奇を以て打破り内外の款
を合さんとお謀勢是湯の老臣酒井房副尉
忠次石川安藤より清兼少元登を望み如く雪舟
あきと後詰のち當伏兵とて多の城攻の次大

多を朝比奈と云く雪舟搦手八移後三市長
持岡部五郎云清去幸西南の方ハ三浦九郎介
我元葛山佑中北口ハ飯尾彦前取茲と云く
六日 尾州の援云安祥の城を今んとて
冬雲の伏云起りて入りお城に織田信康
勇めて僅七百の城を率て追より三所
斗也法して救ひの勢を引今んと赤川彦六
海の勢流人長谷川也と云く粉骨を尽し
てあきといとみ戦ふと云り如子の法も
赤谷の玄策清善深溝の主屋介伊右衛門
勘四郎信一赤川彦の左京我元を河井

川島辰大久保五郎大進の忠務天野甚六進軍
権と始りし伊奈土居の身か多し粟木物云
清村越平三郎河次郎八郎石川義俊中米
津原義高如指合軍中五指三人後援の款中
及突入者れを遠渡款軍好しく城に織田
信廣と這へ城内より引入信平小豆坂河次
忠死せし小林平左衛門を死の嫡子友之助を
西へ廣忠君の時より信使あたりし城
大海を抱いたれこれ城越て攻めんと民家よ
里紋戸多く集め沼に入まを渡り先を討ち
衆多七郎次郎昌利小進一の木戸を働留り

もに是の二二三の丸を破り款救百人討捕城に
信廣僅中丸をとり拒り城四面を麻垣を築て
多しはこれのれ難きことと圍りし信長を
安祥の危急あるを笑と拍しく清洲を登
しと鳴海とすみ来りし安祥の城二三の
丸焼亡の煙をくく六毒を担ひる時お雪舟
和尚の使節ありし信廣既小中城に逼り其
命多しとんと守岡崎の質子を返さし信廣
を物と云云信長いりて返答外時に平子
中務政秀林佐渡を務人質を易る事古来と
例多し信廣死の端ありし小中代君と

を急物くつりて頻にいさむ信長とれを
容く則明り冬州室飯郡西野に於て双方
の士に向く 竹代右と信廣を易くし邊を
有るれ岡崎譜代の侍懐をさするのまの
舞豆の踏車を又免と云ふ

九日大久保新八郎右衛門五郎六清の中心侍曰七
郎六清の中心世不五人信廣代携へ室飯郡西野
小川向て三町退く北百餘兵を備へ待設れ是
織田玄蕃元信昌曰島將なる信長等 舟
子代右と護くこれと三町退く二百餘兵比
して互に中央小川向く 竹代右と三郎五郎

とこれと易く退き去る 神右河部信成代信長
に天野之助西人を携へ曰くは神右河部は是生
民をく刀を唱る聲身洋たり

或ハ尾州の立寺觀世寺を以て信廣を以

て竹代右と易るといふ

十五日今川我元残志不仁ありて自抗三州を
掌握入んとお謀る 神右と駿府を養育
せんよとを達度寔に 神右を去る年以來
尾州を困めらる天運時よりして過く今度以後
お河りて幾わともれぬ一軍の 神右を又駿府
に送りしむん事岡崎の元を歎息限り也

とていとも為方好く不果又是時とては栗上
多ふと雖之助河部種子代正徳柳原孫三郎
右政及政年助
時子九郎酒房大郎と清友揚上田慶宗平
岩七之助親吉才若十郎燈流小内友与惣云
清庵従す且我元より岡崎を臣の質子を求
むは是酒井與四郎清秀雅樂頭
正親子石川助四郎
安藝守
清兼子とて送るべしと云云

廿二日 神君駿府お若法今川我元安ヶ崎お
高館ともあり久嶋土佐正負お命一 僅傳米二
子徳とて厨料とて是時より言力自ら為清
長故任河
四郎梅村新六郎故任也
梅子石川彦次郎同内記

阿部新四郎正吾江原孫三郎中橋全平中橋惣
心村越平三郎渡辺助行正徳の曰甚平次お寄
とあり勅使お奴僕お承百余人と云云

廿三日 吾兵兼今川將冬州徳海郡上野南郷
の城を攻る吾兵渡色八郎五郎義綱及政八
右内遠州
の寄寄多七郎お昌利及称揚
津子精射の御と
解一昌利お大お多お放し院哉すと云云

十二月大

廿四日 今川より冬遠の法を軍功の賞を施次
り寄多七郎お送る感状お曰
今度於冬四お寄祥々お能矣仕給

八日追子一本戸焼筋之云此類働感候
至也并亦三日於上野南沼城追子能夫
仕立初城中之系入於中城門際を粉骨
之條神妙也法可相忠切候如件

天文十六年三月廿二日 我元

右第多七印印後

此年三州設示郡作子の夏平坐物久持臣候の
夏平大振友綱長條の司候為の久系亦今川と
叛子屋列子屬寸

此年織田信長父の法を説きて多り此放蕩
たも少くして士民悔り叛く之機あり是に於て是

長平の申勢政秀諱ふ不堪しく自殺寸信長大
に驚きこゆの政秀の遺状の如く是く信長は漸
く過を改むにあり是に政秀寺を建て渠の著
托を修すところ且父傳後右城末弟と八島十
郎信行政武小是を授柴田權六掃家に附屬寸

天文十九庚戌年

五月小

四日 江州突の山中富館小旗より前征夷大將
軍從二位川權大納言兼右近衛大將源朝臣義
晴公享年四拾六歳に於て逝去乃松院乃照暁
山と謚寸

八月小

三日 洪水あり

十月小

十日 神君去國年以來後府も高石よりあり
小今川義元貧戻不仁ありて僅も冬州諸領分
の酒酒房那牟呂村子石の地を授奉りて知稚
の旨もこれを移りて神君封内の邑村より吏士
と云て租税皆後府へ押領し多石伊賀守
忠告と雖見松平次郎六海門重里者を拉取職と
定給のまじりて 神君の庖厨寂莫ありて
此費用菲為極後府衣被の取柄も極

梅すふ先子家りあり 俵米武子依依
孝の族重令の料れ

物さる石伊賀守八家當て財集る元より右誠
の元臣也一々客々金銀衣被と献し湯辛若
を捕りて其の諸人の臣者食邑を後府へ侵
略せられ立誰の地とかり僅存米をばて飢
渴を助るものまじりて重くも後府を疑惑
すもの因り時小 神君湯丸重にありせり
ととも天質聰明敏英知ありて大に後府を
悩まれ志を曰臣下に重きと授せり

廣忠の事古任定負の事

お道今西勢法如廣及し時の抽き
也仍ぬ件

天文十九年十月十一日 竹久代

世印章を相戴し元より冬場の國風を多と
し甚を守新法長煮く感歎し初君の成立
を待んと自ら米稻をたて耕作を業し或は
後府の取小省りあ心あつた御件しそを権長
は竭踏し刻し我えは指揮小依り先鋒を
系り尾州方といふ聞て父子昆弟の死する
を不厭み辛り苦を凌ぎ十余年の間を志
雄子とて忠誠を励しるは右人の膽を嘗

雪を食する節もいと苦しく人多井伊賀
は財産を吞すし諸士困窮のあはる
ハ君の法を以て金稻米粟を施しを意あふ
を徳しむを以て後世ある道 徳川家の
岩津安祥長崎の三譜代の右長平と称す
る彼岩津譜代といふ類ハ 先祖九条元親氏忍の
嫡男三河守泰親君三州岩津海那岩津小治
を城の以り累代の長と称す安祥譜代といふ
是和泉守信光君右京亮親忠君の孫と長親
君右衛門信忠君以上四世同郡安祥の城に住
りしと云ふ事仕す家と稱す岡崎譜代

とて或ハ山中譜代ともいふ事也 次郎三郎源
君回金額田郡岡崎或は加茂郡山中小汚
立城の所より住す事と云ふ事あり

武徳編年集成卷之二

武徳編年集成卷之三

本村の敦撰

天文二十 辛亥年

二月小

十二日 武田大膳美晴信利發

十時三十一
日初信

榮利
信玄

六月小

十八日 冬州富飯郡五井の松平系九郎

信長 率寸 加刺

八月小

六日 冬州額田郡了清より古河源

二郎正局 諸君を交々倚りあがりて又
か即上田を宗と爲して今川の臣九嶋を
其強祈し 神君に仕へて奉成末
源三郎の伯母玄意尼も又尾州より未
神君と補給し平

傳稱す 玄意尼永祿三庚申年
月六日 諸府に帰せし時 則傳す所
の細源院小葺華陽院後を後
慈仙と稱す 前此者よりと傳
色院尼の母を以て 神君の家祖
母を承り慶長四己亥年又十回忌

の時細源院を造交りて別院
陽院と爲り回國三指石と云く
其傳しり後世に到る彼寺存
す源三郎政月は是より老に怨
尺も軍忠拔群ありて天正
十二甲申年尾陽長久も不戦死
けり 古河の月元入道と云也
岡部家記ふに序右邊の正細公今川
の後也 神君の初めは後府小
富后の御親雅より光法を送る
るも奉成歎長く空温を祝

を承りてそとを承りて今川
社後と云ふ後武田家に属し
又勝頼亡滅して浪客に成り
神君と曰初と云ふれ玉つたは
恩祿厚し

坂東の浪客浪訪部主水定勝称後
時當時今川の長梅山氏に傍頼
し浪府ありし神君へ流戦
厚し其人後河津家へ帰系す
子思存の定吉と云ふ浪氏を執り
の後は神君とて伊家人と列せり

杉平記云に曰今川の土居石重水。宅ハ
神君の寓舎に隣りし土居石重
と云ふ。此中に入奉れは土居と
云ふ。彼林中ありし土居石生質愚昧
ありて且暴戻たり。冬河津村
に倦果たりと罵りしれを。危候の
士と云ふ。嗔て憤りし。是亦後年
武田家に属し。是亦遠州と云ふ天神
の町。土居と云ふ。是亦遠州と云ふ天神
の町。土居と云ふ。是亦遠州と云ふ天神

神君昔年の失禮と責てとれ
許さるる事云々

十月小

廿日 酒井門匠の清秀 卒すと傳
雅樂介正親の嫡子にて初与四郎と傳
此年 神君の 庭にありて
伊智守の右吉六其子彦右衛門元忠十一
と傳へ駿府小御して仕へしむ
神君悦て樂と戲せしむ百舌鳥
と傳ふの、もてて樂もも如新との
奏に指しとて、らりれと傳ふ所

神君に不意元忠を搦めたる突發の如
彼忠告ハ平時爪牙の位能七旬と懸て
君も是慕ふハ社父と稱せしむ
如斯元忠を突發の如く近頃これを
誦んとす忠告曰儀臣能かむしと捕
作の切を以て君竟に能く取らざる
君たゞハ思息をも右吉六賜してを
考へめしむる聊とすなりあり元忠全
潤達實ハ英雄の志有り當時海内
後衆ハ豪傑並ひ起る知士切と
斗り謀地を刻の秋也君小事を

以て誅する事ありし唯度量廣く創
業の疾りん事を欲し遂げしとれを
以て補佐の才とすし之を以て
あて右のり官に官長と爲り

神君諱有傳馬町細源院より

と習はせありと云云 當時山中法苑寺に在り
神君の法札碑ハ永源今川

氏未詳の細源院より
の寺に送りしと云

或曰 神君寂莫の余り平岩七
右馬小倉一密相村ふと接せり
妙に村大に無念哉一後府より
これと七左馬村と稱すと云

豊臣秀吉接六軍の奴隷と名とす
稱一遠州長之郡和歌山より城主
今左馬長則 其子部衆之總主也 此村下の
社を徳澤
名は尚長江州より冬州松西郡に移りしと云
右を以て 亦号と云 源今川の分國を移りし
西塚より信守を州人の姓を移りし 故守伯事
を云ふ 天正十
八年寅卯未卯を以て 此村の未和歌山にあり

織田家代麾下冬州歌田郡と津の大
河内但守守元綱々三男源二郎政右
大内氏の城を以て 濃州より稲森
伊豫守を移りし 屬一安八那村の邑之
牧村と傳を云ふ 其地を押領し 牧村

物村隆之助と稱すこれき 神志の山外
祖母華陽院名の兄弟を 物村兵部
太浦政玄の父也 隆之助の父ハ一ノ山外
の秋陽陽也

天文二十一年

正月大

廿一日 新將軍我友々江州坂切の位
鋪より降洛細川右京大夫氏綱三好快
理右大臣長慶播州より上京相老の祿
と天子我友々々々氏綱官領は補す
早宣我友々を
我輝と改る

三月大

二日 越後國主上松平義政虎 二十三
月初

禪宗 雜髮一不識庵謙位と号す次

此後叙位は復し
又禪と輝虎と叙む

六月大

十日 松岳院殿親友之の度才建見
松平の祖次郎右衛門 光親入道海軍
殿令に依て、其子以常葉の親吉成を
山大樹寺へ燈油料一貫三百錢の地
と承く寄附也

天文二十二年癸丑年

二月小

杯冬州の吉良氏、清和帝の苗裔是利
の嫡流也武藏前日源義氏の子在盛尉
長良、鎌倉、押蓮の時に初て冬州、幡豆郡
吉良、西條、少佐して吉良と家号とす
後、小之合流、河國、額田郡、東條、小江、
西條、東条、吉家、吉家、利の世、小吉良、ハ
一族の長として、尖、量、七、新、和、と、意、仁
以後、と、威、勢、微、く、ある、り、ぬ、吉、良、西、條、義
亮、長、男、和、心、子、世、ハ、男、上、陸、介、義、安、ハ

同姓、東、條、の、地、廣、く、茂、子、と、して、清、康、君
の、聲、と、せ、る、西、條、家、ハ、義、亮、後、後、之、
男、在、と、清、佐、義、昭、お、續、す、物、多、に、今、川、義、元
當時、武、威、盛、ん、小、江、と、尾、州、と、送、人、事、を
廢、棄、し、波、幸、冬、之、の、云、と、卒、て、冬、州、と、公、馬
吉、良、東、條、義、女、城、田、方、ハ、屬、す、る
聞、ゆ、る、首、途、小、東、條、の、城、ハ、押、寄、義、世
と、虜、め、其、實、才、西、條、ハ、在、清、佐、義、昭
を、以、て、東、條、の、城、に、移、次、時、に、義、元、之、
州、東、條、ハ、吉、良、を、多、り、才、旬、の、以、坂、東、の
小、條、在、京、吉、夫、氏、京、之、勢、一、方、女、子、成

引率し後州へ礼入し先將松田益原
清水大寺守り方の店にあり法軍吉原
蒲原小張陣寸義元並て此事を語り
小舅の武田晴信入道信玄小救援の事を
約しこれ晴信甲州を奔り富士川の端
野崎の柵島に屯しありあ小山田海兵衛昌
を馬場氏部氏房ふと大宮原系へ向
けしあ氏康の先鋒と目し矢軍はあふ
義元も冬州より帰國しし小條と對陣
あり吉原東條上登り我あを後州野田
に据り指しむ

二月六日

三日 氏康并其子氏政新居川の巻へ
出です免殺ふ欲味方死傷しりもの多
し既にあふと波しんとす無兩陣互に云と
ぬ此後思澤守普徳との両長を頻り小
交和と誓へるとい今川武田と條の之れ許
容す 氏政と信玄の聲と 晴信の子を即ち我は
と義元の聲と 我元の息を即ち氏康と
氏康の聲と 定
申旬 洛陽より大掛原我友との使節
一色武部少輔友長杉原伊勢守孝直上
杉謙信、石城越後妻山にあり晴信

と傳ふる事必き性年 滯倉津所為氏
有領上杉右京亮憲忠を誅せしむる
兩上杉と君臣許楯小及以數年坂東
方北の弊ありしを小條新九郎長氏入道
早雲 豆相の二州を略し之を獨得る事
氏康小ありて當時ハ州大概を蔵
彼を物ふ景虎以年上杉玄部を憲
政の嗣子と成政府と改て逆款逆治の策
策を運す事榊宮の上聞に達して
感激し之を殊小政虎英傑の稱せしむ
しありて廢したる上杉家と與隆 坂東と

平治すしと云云政虎勢在して曰憲政當
國小落魄し管領職を急召し与家上杉
家再興の事をあすしとて詳す事
ゆき去年軍を西上野小及し上杉累代
の在城平井を急召し憲政熱肩の
突く下にも國して如新衆命を急召
しを急召の兵力を急召し東國を平均し
上洛し幕府へおきの法を以て
管領職浦依の命を急召し其方
上使を急召し其方不斜其方
柳多良端二匹幡燭とありて

与後にも白銀五百両宛を贈り先より
河上移回石坂小州の法を調略し
小原を領し人事を謀る云々

四月小

十七日 織田信秀は後其子上総介信長英
烈の忌よりといふも云り故郷たるを以て
尾州を知郡 鳴海の城を山口なるを叛心
して今川義元を属し其子九郎左衛門を以て
城を守らしめ己を中村小信す我元方小
信し知多郡笠寺小城郭を捕へ英果勇
敵の士戸部新左衛門を龍並て一向尾州を

侵略せん事を謀る云々

信家小信へ礼す信長其御斗策を
し頻りに戸部を亡さんと欲す戸部
おより能書なるゆへ信長は其書を
し戸部、書法を學びしむ一年を
経て後戸部、真跡と聊不違交
小信て偽て戸部、我元を名乗る信長
に是等の状を告ぐぬ其之なる可成と
高田の形もて後府小信し彼謀を
と我元に献しむ我元方にいつて忽
戸部をとりしめを執り害す云々

又曰、我元を臣着山崎中国記の事
 之浦古の事 或曰及 之浦古馬今我
 物領尾古の事 取在浅井小四郎
 改敏と笠寺の^い品に心就^ままと云^は是
 戸部 死亡するの^い後^の事 或ハ笠寺の嘗の
 之戸部朝^の事
 一城田武元古の^い位^の事也 之^い位^の事也
 少渠と^いして我元と^い属也 之^い事^の疑
 と^いして^い事^の事 松平記^の事

お月大

お日 本朝の土佐毎年 今日児童河系
 少集の古古にお方れ 礫石と抛てお方
 を國のあはく 官地將 高浦切名事の

名と長守 東國通之端 取謂石鏡の就
 是也 敢たハ大人と入て 刀鍛と^い入
 殺闘するふ^いま^いり 神君の心歌僅十一
 罪奴隷の肩に 跨り 容々 安倍川系に
 即ち^いは^い彼^の代^の事と 清光河の時^に一
 之百人^の一^の方^のハ^のま^に及^ぶ記^の事^の之^多
 誓心持人と欲 競ひ集る 神君の
 如隸もを危大なるに 勢^のなる^に頻^に
 微少なる方に 進^すの^に富^のなる^に向^き
 能^くあ^らむ^事ハ^の丈^に誇^りふ^事ハ^の一^の段^の長^く
 して^はを^は近^く都^に以^て了^る事^ハハ^の力^を考^へる^事也

奪あふの權あり多勢ハ必敗るべし
仰られぬ則小人の方に據る事知れども
命に不慮と云々此指云と傳く事の虎
まねていさゝ班ありこれとも牛をと食ふ機
ありといはれ右の事と慨歎すことに我元
の耳に觸れぬを譏笑し其の門よび
といは此人の事也とそは雄の志ありを收め
て是より甚貴重と云云

天文二十二年甲寅年

正月六日

今川義元諸を欠きの猛勢を以て織田方
山岡の構一矢を州碧海郡鴨居の陣と
せめ取これと岡崎の法を記し尾州
知多郡小川の所城として村木に磐石
とりあふ松平越前守長勝を就き
近江守の城を得りてこれを攻め
て糧乃を断られし小川の水生下野守
信元を圍み織田信長の救とらふ
といふも當時去日井郡清洲の城主
織田信長守信友と許楯ゆゑ信元小
川へお陣せし渠必と云々

名護屋の城を攻めんとす。是より、曾の
赤藤山城を利之入道乃之ヲ援共と
乞

二十日 濃州赤坂の旗本安友伊吹等
乾俊且田守甲山安友惣兵衛等
あふ一子好右衛門等信長柴木を
之とて争ひて志堅多端の妻
邑小川法子

廿一日 信長を和郡惣兵衛等
廿二日 信長宮より小川の間笠寺の款
休むるも暴風逆浪を起して十日余の

海上を瞬息の間帆を奪ひ、同郡
小川由志等あり

廿三日 信長小川の城小入て水野父子
と軍議す

廿四日 信長村木の砦に旗をすゑ
東進の西搦手の二方要害善く
之も法軍競ひせむ勢も方き大切
所なれハ左を右圍南方ハ大堀あり
信長旗本の勢を進めり、堀原は
掘り持の河を流し、侍も双々
城の狭る由之を、遠くも

水くさる日好し一なる方始め有れは
辛粉骨とそし大さより水野勢揃
より織田治三郎信光の士卒皆揃
と用意頻にせめある信光の勢六
麻果一萬をそし忽お部を破れ
信長の旗中勢多し進せし隙不没
と器に成る方に於て怖と利成
と考多怖を極んず輒と為し一
辰の別よりせめ討てし兵死傷
者十ありて日と西山に没す日取水
方へ城郭と語る怖と送り帰

廿五日 信長寺本の織田を略し
倉へ帰陣あり水野信元今般信長迅
速し後治三郎運ふ及ると以て
織田家に忠とそし参州慈海郡
と漸浸略せんと欲す

四月小

廿七日 織田の嫡家とそし信長を
去年冬秋十二日とそし右新波治部を捕
獲を清洲の城中に殺して國
氏とそしこれを借むと信長其罪
稱し清洲の城を奪て今とそし

臨一信友、族を逐して清洲を居城
と爲るにあり士民甚く威懼に堪
今川義元はこれ傳へて既に湯の谷
麾下を陽より入る事を患ふ事不
料

六月六

廿六日 尾州より并那志山の陣に織田
孫十郎信次河守ありて信長の初陣也
六郎秀孝討ふ事と教書す陣討ふ不
堪しむ也奔り信長別ありある事信次
志山の城を抜く

十一月六

十六日 織田孫三郎信光其臣坂井孫八
郎より討つる事信長別林佐治等
舟橋とて名在屋の城湯
世年法別石津郡高西の城に於て
大稻深尾 主一率すこれ尾州海
東郡津島に在る大稻深尾入道孫林
の養子ありて 室に冬州大内氏元
綱の弟也彼華陽院及并深尾路
うん

弘治元乙卯年

八月大

三日 織田方の尾州河東郡龍崎の
城郭小我元の名下にあり 陸川野
先鋒としてこれ城攻む大給の松平和
泉守親系 射取として 其臣松平久助
松平新助松平兵衛今井兼
嘉三清保井左一郎 戦切つり川宿常
月之能と合也 回方多勝ハ総討の切
ととる 合也 松浦八郎 旗國之書
多々是 武井角兵衛 木七八 湊大子 尚の

二重城と越て城を攻む織田氏新
根より大橋新二郎 貞格 木戸口又進て
我少親、三宅武井と合也 合也 合也 頑
寸新 三郎 骸を家人石井角兵衛 貞
退く 如夫に當て死す 城を突ておろす
剛少親 嘉三 取する 城に大久保 貞
忠 橋大久保 平左衛門 大久保 貞
忠 世治 貞門 大久保 安部 四郎 兵衛 大久保
松浦八郎 文郎 徳貞 其子 八十郎 徳貞
踏歩りて城を突退く 是ハ城を
すこれ 龍崎江の七郎 徳貞 貞

頁子

杉浦家傳に曰く、真身、社父和國、八郎之郎政を、正徳年中より

信忠君母に任じ、杉浦と改号す父を

大八郎之郎政と云ふ、信忠君清

康君より任じ、冬州、立君の、久君の

と云ふ

十月小

廿九日、桑乃の家、近、民、珍、周、備、与、源、仲

村、入、乃、紹、郎、奉、子、訓、泉、南、塚、津、子、信、子

昨日、毛利右馬助、元就、城、臣、陶、尾、隆、吉

時、賢、入、道、全、善、の、藝、術、者、島、の、陣、地

杉浦、一、方、に、揚、げ、全、善、を、始、四、七、五、甲

将、人、と、折、獲、す、抑、元、就、八、藝、術、多、治、比

より、勃、興、し、今、度、亡、君、大、内、義、隆、の、御

と、報、して、實、に、希、世、の、豪、傑、逐、日、進

國、を、一、偃、し、ま、に、八、指、之、州、を、領、す

王、法、を、何、れ、も、幕、府、を、設、け、士、民、を

懐、き、子、孫、無、事、と、云、ふ

弘治二丙辰年

正月大

十五日 神君治府の城に於て首級
と加へり今川治部之浦源義元加冠
伊方伯母賀冬州野田郡赤條の吉
良上陣今源義元當時治府に其て
理髪の後たり我元諱の字を贈り
徳川三郎三郎元信と稱し後元康
と改る
又家康と娘を以て神君に嫁せしめ
河内家の四良も冬州より親類
河内娘及嫁娶の事と記し平
或ハ世時理髪も河内親氏とれ
と信を親氏の毒ハ則我元の伯母

ありとも妹なりとも傳へり
御名とも祿す

柳原某今度 神君の風評とある
と献すり如実小治足たりと此を治
陽く幸也 柳原義輝之進上り
幕府府欣然石斜して書讀み短刀
と添へ 神君に贈りぬ

二月小

二十日 神君の代官として松平右京
亮我も冬州に送示郡日近の城を攻
め城主を平くして後日金とを奪

城が小敵に渡り源兵居りて國法を
合す右京元我妻なるは戦りる者哉
此の所 家の時ふ並に我もは人
下りのへ平岩様を更日は外も我を
此の所 松平八郎の返りて我を
す欲しを譲りてすこと事ハ大無門
樂と色一カ我を我を我妻は
し保て死す人々 長親君を四の子
あれを 神君を許とせりて悲歎
と痛て其殺れと事と我を
この皆感源を我妻なるを

松知と二とも冬州東條の邑を
家臣松井た近次ハ家忠の孫と
忠勇の養子と云へ家忠初推の
士卒と自しめり幕府に共
池備の洗物松平固防也
指形系系深溝松平小諱家忠と稱す人なりとの
馬多命家忠ハ系深溝家忠と必す人なりとの
中ハ家忠を命とせりて遠祖と云ふ人なりとの
何れも家忠の御代日ハて家忠と云ふ人なりとの
以て家忠侯と封せり九系深溝家の
口伝皆 尾張家と云すこと云
廿九日 我元より遠州乾の天將系
少感状を授く 小四郎系中
去九月十四日 大江山中筋迄

相働平太尉及押致之別々先
惣家者入諺松骨之如也此
勢也殊遠一ヶ所去底子而
義之神妙之至感悦也还可抽
也切之也仍之也件

弘治二年二月九日 我元

と禮不申厚友

三月小

廿四日 織田方の参州の國土今川持分
の城を攻めと云々
廿六日 若洲郡之石の松平加賀守(宗

清我元寸 今我場を待たされ

今川より参り野野田社素和子の住士粟
生水信不感状を授く

去月亦四日當林に款を働し紙を
粉骨粉多も負奥平南と清
松平彦右衛門其外五人討死し感
悦を至し还可抽也切之也何の件

弘治二年三月 我元

和氣生好監友

四月大

今川より吉良東條我母を先年沼州
萩田に押就す西條の在り勝佐我
昭を以て東條の城に移し管延に我昭
尾州へ回意し西尾の城へ牛久保の城を
牧野新八守定成扱号不と以て時を以て
岡崎を傾んと欲す西尾の城より六則
西條の城也

お月小

以年冬州没楽郡山中さす尾我の
徹田方とあり独りに信成の菅沼大膳
定継り一族の田代田の織部定村を

日郡双瓶の林在来ありて再び今
川より寸々黨日郡大野志菅沼十
郎玄清定勝位改曰ハ右衆定仙位改
相先小大膳の世石小権藤林在来勝
と今七本家信成の大膳定勝并々
守小大膳定利作との要平監物大
膳者里の菅沼延想右衆を攻んと云を
奪りてあれともさ切れくして川班員
猶亦今川の援をを以て是に嫡家
大膳定継を滅す法名号中
岩崇林
守小大膳定利ハ是勝へ退去し後

神者不仕へ長臣と列す家臣ハ名郡忠
系の山川清と清と始三人并一族没樂
郡清田の菅沼孫左史ハ是定経と回
時不自救すハ名郡宇利の菅沼三左門
定利元より兄織部定村小石堤して定
経ありしはれを立返く恥を款返来り
風来寺の結原榎坂小旗してれを討取
享年二十九歳之に願を是回名十郎
と清定揚を子三郎太忠門定清押紙せし
の定経の子小法師定吉ハ法年再ハ法
衆の印領を賜り刑部と稱して武蔵新

城代領守始す元亀の末より子新
三郎定忠 神者に叛き武田信玄ハ屬
して天心の始に 神者の為に没落す
と云云

織田信長の才武藏守信仍ハ自立の
志せ生す 名古屋の城代林依清子色持及柴田
権六揚家ハあり小しりく也信長の封
料表井郡系あの之之孫を村之色持と揚家ハ
と謀りてに信行ハ押紙
荒木米野大眼三城も林ハ力加き是
清洲と名古屋の間を白して款と勿教
及に於て信長を名護屋より五十衆
所を隔て赤坂の砦を築起佐久野大守

成りて入る。

六月小

尾州春井郡嘉山の城主法田ある
信時を長角田新めり、あに裁せり
信長則當城の城主織田孫十郎位次
信時右の進平輕忽のふるを家あ并ひ
嘉山の城地を授く

八月小

三日 冬州没楽郡作子の奥平監物
貞勝、深織田方として家飯田於南山
と若と築ては性、沙理危る良と以て

与し志む新由聞へ、あき今川我元赤
三州の士七人あ命し、殊に菅沼織部定村
と家織部定利、嫡子あて始新八郎と称
し、近。今川子帰振して、奥平邑新田ハ
兩山の近境たる由へ、先後して可攻して
を勢と奪し、む奥平監物并を子英
作らる。此作より兩山あ来り、嘉子の
攻勢を待たれを今川方、秋風吹、諸小
至り
四日 拂曉、嘉子兩山より、元より山
登と城とあり、僅小、溪路一筋を登りて

本戸柵を捕へた者には雨衣出さしめて
時より軍を小天守の地よりおこし
をぬらうた何れは抜難のんや
へまのまき石定村島上にて
其は小山源三郎 村時 夫を撃つ所
鳥音のたの方の柵をとりし
良と夫を射返す程を感す良
良、才女志 谷 感へたり揚矢と
りる。城郡定村の身振と咽より射
ぬらぬを定村は忽馬より落して行年三換
菊にひいては 法名慶 定村の是云いる来

戸を破る後軍此時十町糸を隔て藤子
近押来りしる。この名とゆて急進て本戸
口を除く定村の才女志 山登吉田の城
普沼平 十時三 と名は後多く戦死
す其は今川方の二粒頻に城をほり
是平父子拵く少名揚して再び我元
と 法名 云云

廿四日 尾州小旗て信長お叛り柴田
権六勝家子 練玄林佐渡守 信長
と名を 去り 井部名塚の若を 若
事息あり後結として信長清洲より

あゝ小多井川不取らぬ當二十百より暴徒
の水沿道に流り難く故とも信長を
多野の取崩しの達者にして自ら先づいて
川を渡され後軍七百余浸く押路の
の方林を多に向き始め生村の端より突
かす敵くふ苦戦す一方の織田造河内
攻房を紫田より利を失ふ信長は
三石患可成ふ僅難とにも四捨余の
林の陣の候を打て自身勇作を突敵ぬ
僕杉若を首を切る紫田を又終に破る
る前田利家 千時十六年五月
かき大田を破る 敵軍井助なる

あ者の眼のりを射と矢とも不揮して
當の敵を討取とを始清洲勢首殺
四百五十餘を得る織田信長林紫田敵
と謝し信長より賜る赤巻あり信長破
竹の物ひを振首柴田勝家と世以後
一戦の切と願う帰来の面目を破んと
す

信長より紫田及び荒川新八郎
頼季あふ人を以て参州加茂城に福
谷 域ハ貝 の砦を攻む討畏れぬ
今川の事知ぬと長崎より酒井左衛門尉

府を勵し先を以て墨守せり諸士と
お績て改討といひとも城を能く拒ぎ先
尾州勢散れ人殺死しともいふを
辨る

信長の庶兄津田三右衛門信廣叛
て美濃の國人より回意し密に清洲
の城に系取んと欲し其事露
れし信廣を去せし余度信長と
示せし争ひも能く事を得ては
信長と和睦す天竺の初尾州長鴻
於て命を預す大隅守信廣といふを

乞かり信長の才武統す信行ハ一旦和
睦しそを信長と似せりと以ても腹心を
お止へのしり信長を謀り渠を遠海
の城に拒ぎこれを殺欲
神君後府よりこれを殺えり謂て曰
これ初めしを曰つを離き尾州に地
て先考を喪ひ葬送の事小幡次郎
未當國小高居一祭奠も又親事
常ふこれを高き祀也願ハ白部小内
墳墓より詣り追慕の情をそん
仰ふべき義元理り振りてこれを詳し

岡崎の城にゆきせよふに我元先達と
君加長にゆき徳臣の食邑を侵せんと
ありし今に月俸耳をゆきし先達
押せしと毎手餌云とて越國越地
侵せしと或は款冬と湯ふ攻今時必烟
誘物を先達とありし手しと親子
兄弟姻族統戦し命を預すとも不厭
涉如長の期を待りし涉當家のたは
良戦となし未嘗し清護の志を節
農高感慨悦みあすの事可嘆所
物とも我元より山田新在とゆき
是端

の如城哉とゆきし 神君を二の曲輪
に置候より方とをきく法士の侍所還所
の沙汰まはるとゆきしと士民悉く憤
と命じて今川あはれとゆきしと必願
とのゆき 我元より鳥井伊賀守と
喜ハ 神君の志を換て自戸の倉
とゆきしと孝り巨勢既にハ旬とゆきし
如ゆきしと哲く高志を存ハ
君の若城へ是入しとゆきしと先達の悦城
とゆきしと我元へ知しとゆきしと
倉庫を建立米錢を貯 君の若士

はて能く事とて、病と拙きり、人欲國
僣然として、後人事を祈り、とて、
神君と始諸士其志誠哉感歎、一襟
とて、一平ぬれ、吉又積並、とて、後
とて、白予、他へ、やうせに、る、
也、又、宛、續、とて、擲、とて、
まぬ、とて、又、ぬ、り、何、とて、
横に、積、へ、の、り、の、り、とて、
神君、此、事、に、相、信、も、存、也、
伊、老、者、の、別、道、如、は、
積、へ、とて、これ、も、
とて、

とて、
祖考へ、
謝、の、
或、は、
如、も、
立、
弘治、
二月、
元、
元、
元、

或は元考火葬の場へ、
如も、
立、
弘治、
二月、
元、
元、
元、

弘治三丁巳年

二月小

神君次郎三郎元信を致め、
元康と稱、
元、
元、
元、

松平記
去、

此押上は元禄五年三月に信長と稱する西暦年即ち
 天保元年改元の時より云々載る事ありて其年諺に傳ふ
 織田信長勇偉池女めして其年分ふの
 叛を平夷し尾陽大守治りしことありぬ
 其年は回苗紀伊守信安若倉の城に儲
 り款討ひに成程も無く信安病死す
 借弱にして剣へ荒淫しありしは後に
 流勇の徒多しして城郭速に陥る事あり
 表著 此君又駿府に趣き我元は福
 しかば波をさるる十六年ありて其年
 の長し如く

之ノ下子ノ手
 晚カ

九月小

本日 今上崩御

享位三十二年
 後奈良天皇

十月大

廿七日 方仁親王浅詔

此年 尾州知多郡家湾の地主石川
 筑後守、宅に於て冬州浪害牧野傳
 如法園其年の遊を勤むるに助成せしめ
 聞諱小及び成徳享年二十九果ありて
 害に遭ふ

侍祿子牧野在馬の仇如時入道右白
 子同成成之を倉の仇如時左近
 如て東三河と信へ家留て族多



氏德編

集部卷之三



